

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

1 現状と課題

わが国はエネルギー資源に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に頼っており、日本国内で産出される「国産エネルギー」は、水力、地熱、風力、太陽光、バイオマスや若干の天然ガス等のみで、わが国が必要とするエネルギーの約5%にすぎないことから、エネルギーの安定供給の確保が重要な課題です。

また、わが国のエネルギー供給の約83%を占める石油、天然ガス、石炭などの「化石エネルギー」は、燃焼時に地球温暖化の原因となるCO₂が排出されることから、地球環境問題に対応したエネルギーの利用が新たな課題となっています。

わが国のエネルギー需要は、二度の石油危機後、省エネルギーが進んだことにより、いったん減少しましたが、1980年代後半から1990年代半ばまで増加基調で進展し、中でも住宅やビルなどの民生部門、運輸部門で大きく伸びました。

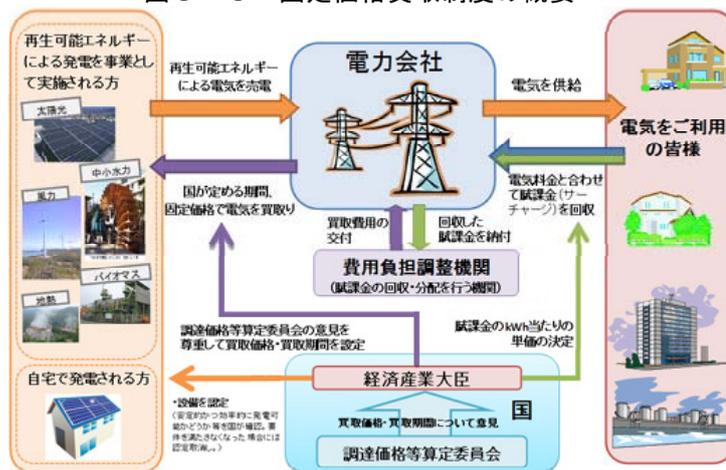
一方、1990年代半ば以降は京都議定書の締結など、世界的に地球温暖化問題への関心が高まり、事業者の省エネ等が大きく進んだことから、エネルギーの需要は横ばい状態となっていました。2008-2009年には、いわゆるリーマンショックにより、一時的に大きく落ち込みました。

今後、地球環境問題に対応していくため、府としては、省エネによるエネルギー消費の抑制とともに、環境負荷の少ない太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーについて、地域における導入可能性や効率的な利用方法等を検討しながら、地域分散型の自給エネルギーとして積極的な導入を推進します。

特に、東日本大震災を発端にエネルギー政策の見直しが不可避となる中、府の温室効果ガスの削減目標（32年度に2年度比で25%削減）の達成は、より厳しい道程が予想され、再生可能エネルギーの活用やエネルギーを効率的に利用する取組が、温暖化対策の推進と経済社会の安全保障の両面から最重要課題となっています。再生可能エネルギーの重要性は、今後一層高まっていくと考えられます。

24年7月には、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を電気事業者に対し国が定める固定価格で一定の期間調達を義務付ける「固定価格買取制度」がスタートしました。その結果、京都市内やけいはんな地区をはじめとして府内各地でメガソーラー導入が進められるなど、府内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が急速に拡大しています。

図3-3 固定価格買取制度の概要



2 再生可能エネルギー普及の意義

わが国の温室効果ガス排出量の約9割をエネルギー起源のCO₂が占めていることから、CO₂を排出しない又は排出が少ない、クリーンで再生可能なエネルギーの普及に大きな期待が寄せられています。

再生可能エネルギーは、石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであることはもとより、環境に与える負荷が小さく、資源制約が少ないエネルギーとして、地球環境問題への対応や持続可能

な社会を構築する上で大きな意義を有しています。

3 再生可能エネルギー普及のための取組

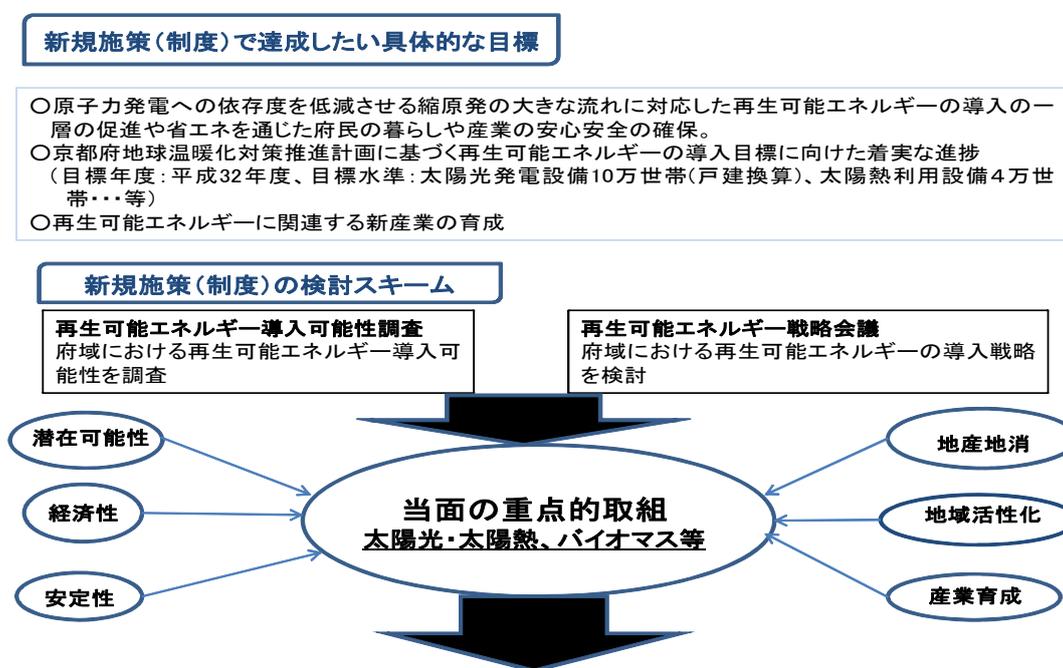
(1) 府地球温暖化対策推進計画

23年7月に改定した府地球温暖化対策推進計画は、「京都新エネルギービジョン」（8年度策定）の趣旨を引き継ぐとともに、再生可能エネルギーの導入や効率的なエネルギー利用等の推進を重要な柱として位置づけています。

また、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、再生可能エネルギーの重要性は一層高まっていくものと考えられることから、府では府内における再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用を戦略的に促進する方策を検討するため、23年7月にNPO、学識者、産業界からなる「府再生可能エネルギー戦略会議」を設立し、12月にはアクションプラン「府地球温暖化対策プラン(再生可能エネルギー戦略)」を取りまとめました。

今後、このプランを元に再生可能エネルギー導入促進のための施策を推進していきます。

図3-4 再生可能エネルギー戦略



○地球温暖化対策プラン(再生可能エネルギー戦略)の重点施策の一覧

① 家庭対策

- ・住宅における再生可能エネルギー導入支援
- ・太陽光発電設備等の普及促進のための相談・情報窓口の構築

② 産業対策

- ・中小企業及び福祉、医療施設等における再生可能エネルギー導入支援
- ・民間事業者等と連携したメガソーラー発電の取組の推進
- ・京都産業エコ・エネルギー推進機構等と連携した環境産業の育成

③ 地域づくり

- ・府民参加型事業の展開
- ・けいはんなエコシティ構想の推進
- ・再生可能エネルギーの地産地消の促進

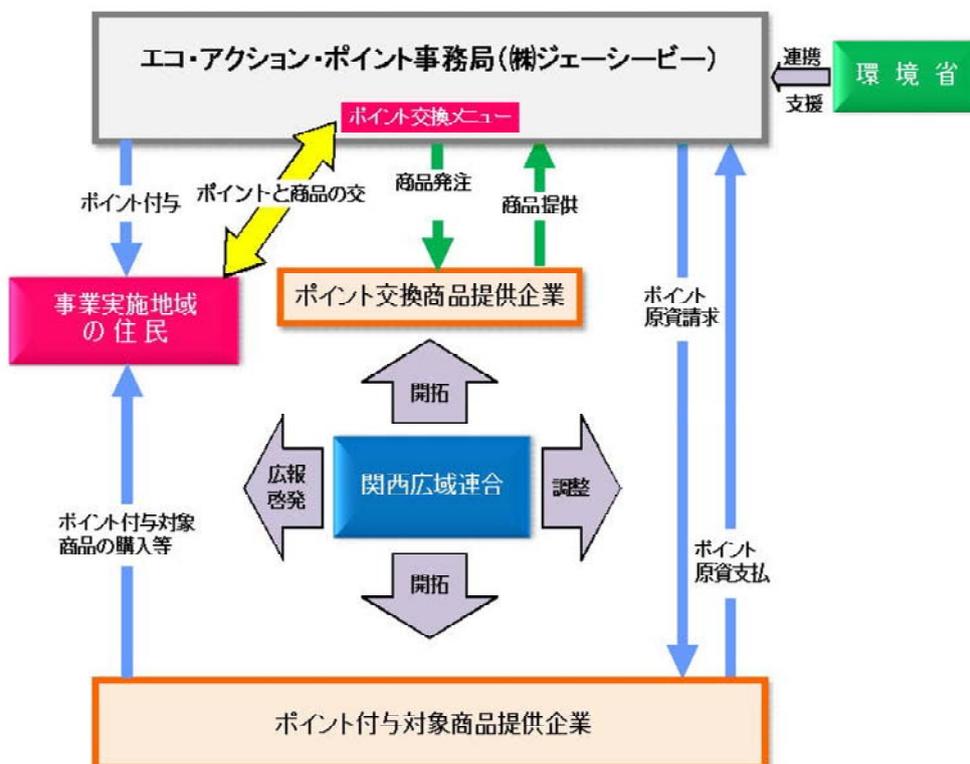
- ・再生可能エネルギーを活用した環境学習等の推進
- ④ 府庁への計画的導入
- ・府施設での再生可能エネルギー導入の加速化等

(2) 関西広域連合「関西スタイルのエコポイント事業」による家庭対策の推進

府では、20年度から22年度まで、太陽光発電システムの設置や省エネリフォームをされた方に対し「エコ・アクション・ポイント」を付与する事業（住宅用太陽光発電設備等の設置により削減が見込まれるCO₂量に応じてポイントを付与する仕組み）を実施し、23年度には、取組を関西広域連合に拡大した「関西スタイルのエコポイント」試行事業を実施しました。さらに、24年6月からは試行事業の検証結果を踏まえ、「関西スタイルのエコポイント事業」を本格展開しています。

図3-5 「関西スタイルのエコポイント事業」の概要

「関西スタイルのエコポイント」事業のイメージ



(3) 融資によるスマートハウスの普及促進

エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅(スマートハウス)の普及を促進するため、23年12月から民間住宅への再生可能エネルギー設備等の設置工事に対する低利のスマート・エコハウス促進融資(融資限度額：350万円、利率：年0.5%、融資期間：10年以内)を開始しました。

4 府の率先導入

府では、太鼓山風力発電所(4,500kW)などを営んでおり、関西電力を通じ、電力を供給しています。

また、「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」に基づき、府施設(庁舎、浄水場、下水処理場、学

校等)への再生可能エネルギー等の設備(太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、天然ガスコージェネレーション、バイオマス熱利用、下水温度差利用)の率先導入を進めています。(詳細は資料4参照)

図3-6 太鼓山風力発電所(4,500kW)

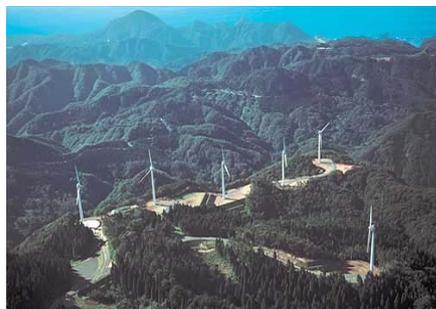


図3-7 洛南浄化センター(バイオガス発電990kW)



図3-8 木津浄水場(太陽光発電100kW)



5 その他の取組

府ではその他、再生可能エネルギーの普及に向けた様々な取組を進めています。

表3-11 その他の府の再生可能エネルギー普及促進事業

年 度	事業名	事業概要
21年度	太陽光発電等活用地域エコ活動推進事業 エコ防犯ソーラーライト整備事業	市町村等が整備する太陽光発電設備、ソーラーライトの導入に対して補助
22年度	自然エネルギー地産地消推進事業	市町村等が整備する太陽光発電設備、ソーラーライトの導入に対して補助
22~23年度	おひさまエコタウン応援事業	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく市町村地球温暖化対策実行計画の策定に取り組む市町村等が整備する太陽光発電設備、ソーラーライトの導入に対して補助